

平成 26 年 11 月 13 日

農 林 水 産 大 臣
西 川 公 也 様

東京都議会自由民主党
幹事長 村 上 英 子

伊豆・小笠原諸島周辺海域における外国漁船の領海侵犯
及び違法操業への対応について（要望）

本年 9 月以降、伊豆諸島及び小笠原諸島周辺海域に出現している大量の密漁船は、排他的経済水域のみならず領海にまで立ち入り、違法なサンゴ漁を長期にわたり行っています。これは明確な領海侵犯であり、地元漁業への大きな障害や観光への深刻な影響を与えるばかりか、小笠原に暮らす地域住民に対しても、自分たちの住む島の安全すら脅かされかねないと、大きな不安を抱かせています。

都は地元の村や漁協とも連携し、周辺海域の監視や通報など、必要な措置に努めているところですが、我が国の領土・領海を守るのは、国が果たすべき基本的な責務であり、法と正義に基づいた毅然たる対応を強く求めるものです。

現下の尋常ならざる事態を踏まえ、住民の不安を解消し、貴重な水産資源を適切に保護するため、また、万が一にも起こってはならない不測の事態を未然に防止するためにも、貴省におかれても、都や小笠原村をはじめ関係機関との連携を強化し、早急に抜本的な対策を取られるよう、強く要望いたします。

記

- 1 外国漁船の違法操業に対し、船舶や航空機などあらゆる手段を講じ、取り締まりを一層強化すること。
- 2 水産資源や漁業被害に係る調査を実施するなど、希少な海洋資源や漁業者を守る取組を強く進めること。
- 3 「外国人漁業の規制に関する法律」、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」等に定める外国人による違法・無許可操業に対する罰則規定の強化など、必要な法整備を速やかに行うこと。

以上